

電波利用料制度の現況について

総務省総合通信基盤局

電 波 電 部

電 波 利 用 料 企 画 室

電波利用料の性格

- 電波利用料は、平成5年4月に制度化されたもので、電波利用の拡大に伴う電波監視等の電波行政事務の経費に充てるものとして、その行政事務の受益者である無線局免許人に対し負担を求める、いわば広義の手数料。
(いわゆるマンションの管理費用)

電波利用共益事務

～電波の秩序維持～

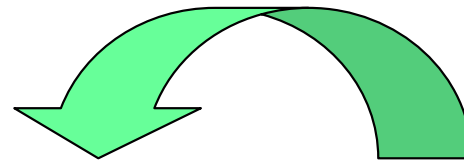
安定的な電波利用の確保

- 電波監視
- 無線局データベースの運用

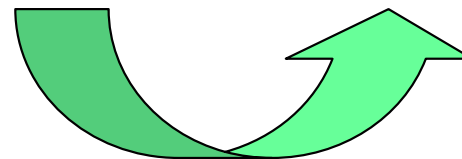
有限な電波資源の効率的利用

- アナアナ変換
 - 技術試験事務・研究開発
 - 無線システム普及支援事業
- 等

電波利用料



3年毎の見直し
(次回は平成20年度予算から)



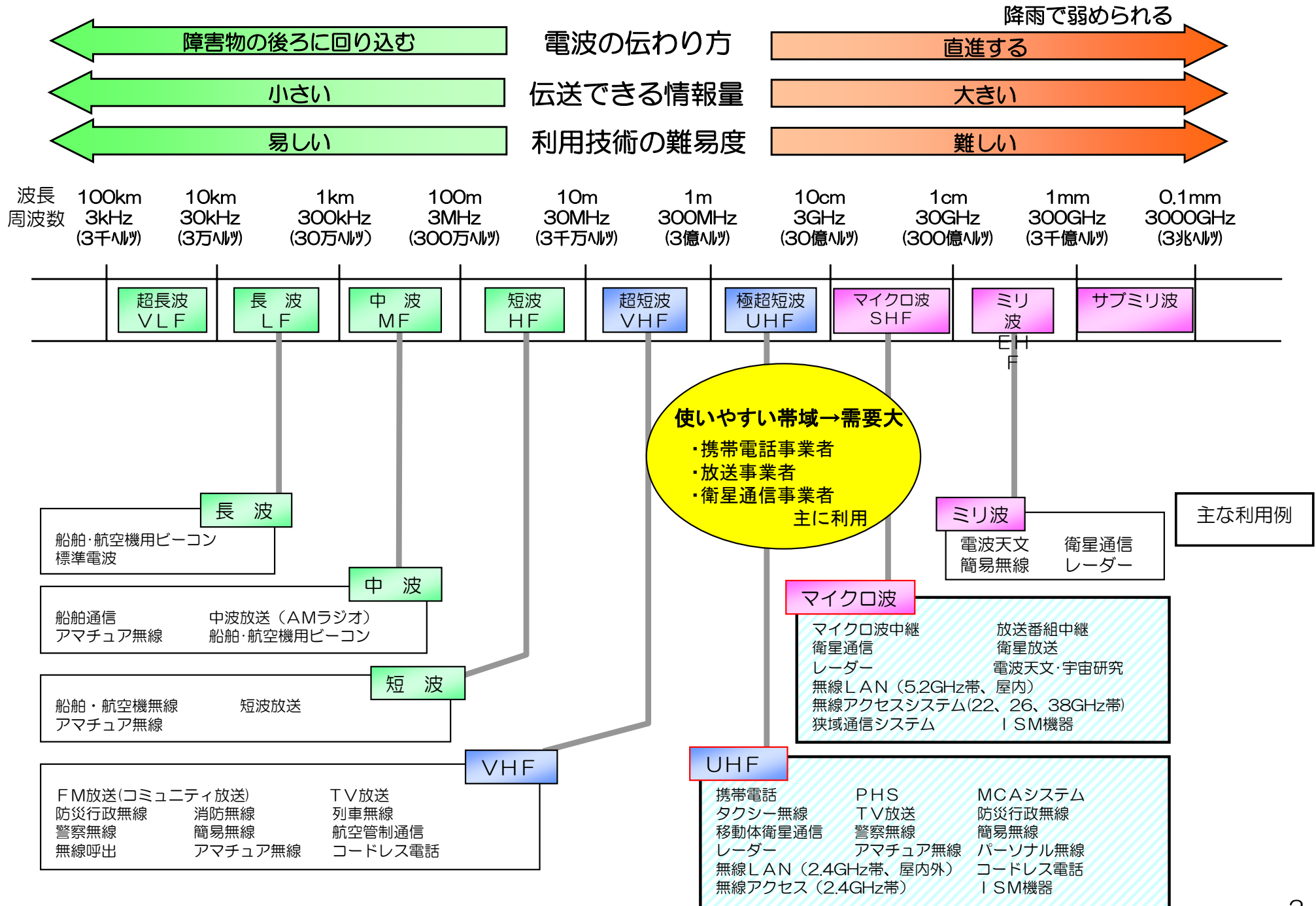
受益

無線局免許人

- 携帯電話事業者
- 放送事業者
- 衛星通信事業者
- 電力事業者
- アマチュア無線

等

我が国の電波の利用形態（無線局免許人）



電波利用料のこれまでの経緯

施行年月	料額に係る変更	用途の追加
平成5年4月	電波利用料制度の導入による料額の設定	<ul style="list-style-type: none"> 電波監視 (電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務等の実施) 総合無線局管理ファイルの作成・管理 (総合無線局監理システムの整備・運用) その他 (無線局全体の受益を直接の目的として行う事務)
平成8年6月	料額の引下げ <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話 600円→540円 TV放送 29,700円→25,300円 	<ul style="list-style-type: none"> 技術試験事務 (既に開発している要素技術を早期に導入して技術基準を策定する業務)
平成11年5月	料額の引下げ <ul style="list-style-type: none"> 基地局(PHS) 7,200円→5,500円 	<ul style="list-style-type: none"> 電波遮へい対策事業 (トンネル等人工的な構造物に起因して電波が遮へいされることにより無線通信が行えない場合に代替する伝送路を開設するために必要な無線設備等を設置する業務)
平成13年7月		<ul style="list-style-type: none"> 特定周波数変更対策業務 (地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う周波数等の変更に係る無線設備の変更等の工事を行おうとする免許人等に対して当該工事に要する費用に充てるための給付金を支給する等の業務)
平成14年	電波利用料の料額据え置き	
平成15年9月	特定周波数変更対策業務に係る追加的電波利用料の導入	
平成16年7月	特定周波数終了対策業務に係る追加的電波利用料の導入	<ul style="list-style-type: none"> 特定周波数終了対策業務 (電波の迅速な再配分の実施により免許人に通常生ずる費用に充てるための給付金を支給する等の業務)
平成17年11月 (用途) 平成17年12月 (料額)	電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額への変更 <ul style="list-style-type: none"> 広域専用電波の導入 携帯電話 540円→420円 固定局 16,800円 → 18,300~76,851,700円 	<ul style="list-style-type: none"> 電波資源拡大のための研究開発 (電波のより能率的な利用に資する技術としておおむね5年以内に関係すべき技術に関する研究開発) 無線システム普及支援事業 (電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信の利用が困難な地域においてその利用を可能とするため、必要最小の空中線電力による所要の無線局の開設に必要な伝送路設備を整備する事業)

現行の電波利用料額の概要

免許区分	旧料額 (年額：円)	現行料額(年額：円)			
		広域専用電波を使用しないもの		広域専用電波を使用するもの	
		無線局単位	無線局単位	追加徴収分	無線局単位
1の項 移動局（パーソナル無線局、船舶局等）	600	600～1,497,500		500	45,869,800
包括免許局	540	540		420	
2の項 基地局（PHS等、海岸局等）（8の項に掲げる無線局を除く。）	5,500	4,500～12,400		4,100	
3の項 人工衛星局（8の項に掲げる無線局を除く。）	24,100	186,800～177,601,800			
4の項 地球局（5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。）等	10,500	50,200～42,076,500		2,700	1,928,900
5の項 船舶地球局等（8の項に掲げる無線局を除く。）	2,200	3,300		1,800	
包括免許局	540	540		420	
6の項 放送局					
テレビジョン放送をするもの	特定新規開設局（デジタルテレビ）	23,800	7,400		
	その他のもの（アナログテレビ）		25,700		
その他のもの	中波ラジオ局 等		36,500～2,143,400		
追加徴収分に係るもの	TV小規模局（VHF:0.1kw未満、UHF:0.2kw未満）			620(※2)	
	TV中規模局（VHF:0.1W以上50kW未満、UHF:0.2W以上100kW未満）			83,000(※2)	
	TV大規模局（VHF:50kw以上、UHF:100kw以上）			310,000,000(※2)	
7の項 多重放送局（3の項に掲げる無線局を除く。）	900	900			
8の項 実験無線局及びアマチュア無線局	500	500			
9の項 その他の無線局（固定局等）	16,300	18,300～76,851,700			
包括登録局					
移動する無線局		570	20(※3)		
移動しない無線局		2,280～2,720	570(※3)		

※1 広域専用電波を使用する免許人に加算(全国1MHz当たりの料額)

※2 特定周波数変更対策業務の一部に充てるものとして、テレビジョン放送をする無線局は平成15～22年度において追加徴収をするもの(平成15年9月1日施行)

※3 特定周波数終了対策業務の一部に充てるものとして、5GHz帯無線アクセスシステムの無線局に限り平成17～27年度に追加徴収するもの(平成17年5月16日施行)

電波利用料の全額免除、半額免除の状況

国等の無線局は、電波法等においてその無線局の用途に応じ電波利用料の全額免除、半額免除を規定。

平成18年9月現在

減免するもの	主な免許人	免除の内容	無線局数	局種	根拠法令
消防、水防用無線	地方公共団体	全額免除	119,498局	移動通信 固定通信	電波法第103条の2第12項 第2号、同3号
防災用無線	地方公共団体	半額免除	174,692局	移動通信 固定通信	電波法第103条の2第13項
国の無線局	警察庁 国土交通省 法務省	全額免除	258,051局	移動通信 固定通信 レーダー	電波法第104条
独立行政法人（※） （元来の国の事務を引継ぐ法人のみ）	国立青少年教育振興機構 国立文化財機構 国立高等専門学校機構	全額免除	3,753局	移動通信 その他	電波法第104条及び 電波法施行令第11条

※このほか、国立大学法人法施行令第23条第3項の規程により、国立大学法人のうち文部科学大臣及び総務大臣が指定するものを独立行政法人とみなし、電波利用料の全額免除がされている。（19年3月現在 1,921局）

電波利用料の全額免除、半額免除に係る関係法令（抄）

電波法第一〇三条の二第一二項（消防、水防用無線局の減免規定）

第一項、第二項及び第五項から第十項までの規定は、次に掲げる無線局の免許人等又は特定免許等不要局を開設した者には適用しない。

一 略

二 地方公共団体が開設する無線局であつて、都道府県知事又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条（同法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの

三 地方公共団体又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する水防管理団体が開設する無線局であつて、都道府県知事、同条第二項に規定する水防管理者又は水防団が水防事務の用に供するもの

電波法第一〇三条の二第一三項（防災用無線局の減免規定）

次の各号に掲げる免許人等又は特定免許等不要局を開設した者が納めなければならない電波利用料の金額は、当該各号に定める規定にかかわらず、これらの規定による金額の二分の一に相当する金額とする。

一 地方公共団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に掲げる地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とするもの（前項第二号及び第三号に掲げる無線局を除く。）の免許人等又は特定免許等不要局を開設した者 第一項 及び第五項 から第十項 まで

電波法第一〇四条（国等に対する適用除外）

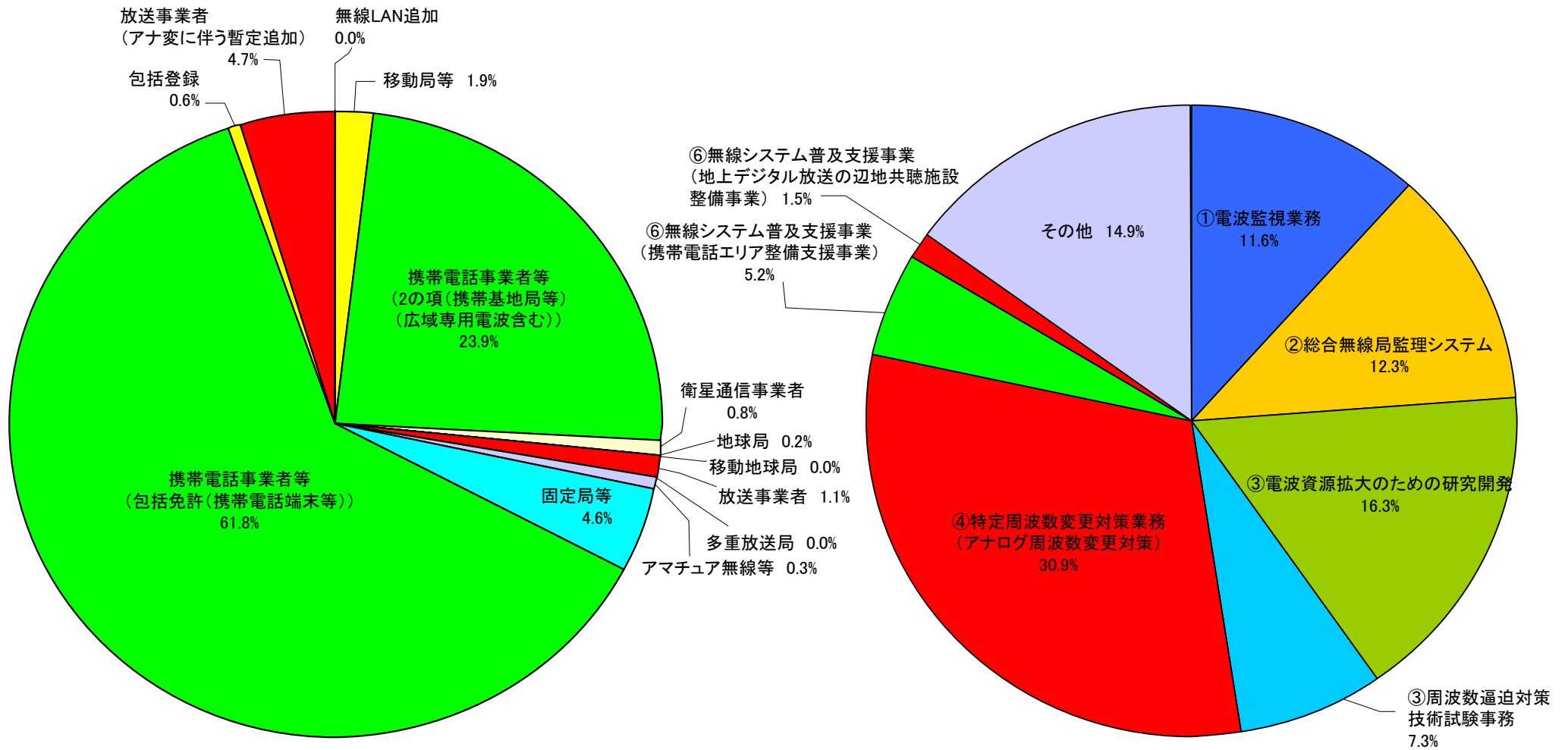
国については第百三条、第百三条の二及び第九章の規定、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）については第百三条及び第百三条の二の規定は、適用しない。ただし、他の法律の規定により国とみなされたものについては、第百三条及び第百三条の二の規定の適用があるものとする。

電波法施行令第一条（手数料等の納付を要しない独立行政法人）

法第百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。

（～以下略～）

電波利用料予算歳入及び歳出の内訳（平成19年度）



歳入 653.2億円

歳出 653.2億円

○数字は電波法第103条の2第4項の各号事務の番号

電波利用料の使途（電波利用共益事務）

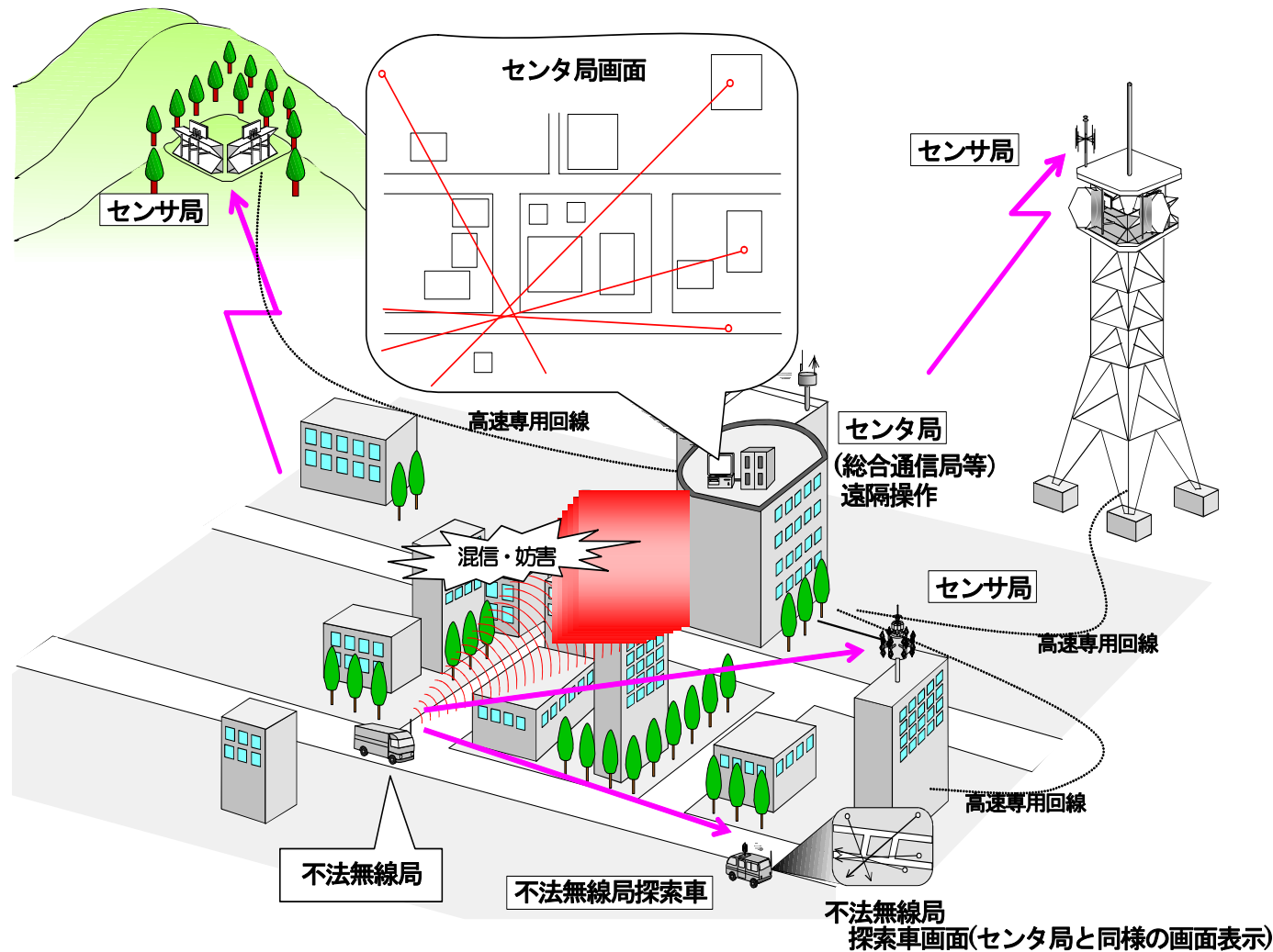
- 電波利用料の使途は、「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」の財源に充てるため限定的に法定化（電波法第103条の2第4項）

電波利用共益事務

電波法第百三条の二第四項

- 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理
- 電波のより能率的な利用に資する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する研究開発並びに既に開発されている電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析
- 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
- 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）
- 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送路設備（有線通信を行うためのものに限り、これと一体として設置される総務省令で定める附属設備を含む。）の整備のための補助金の交付

電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務等の実施

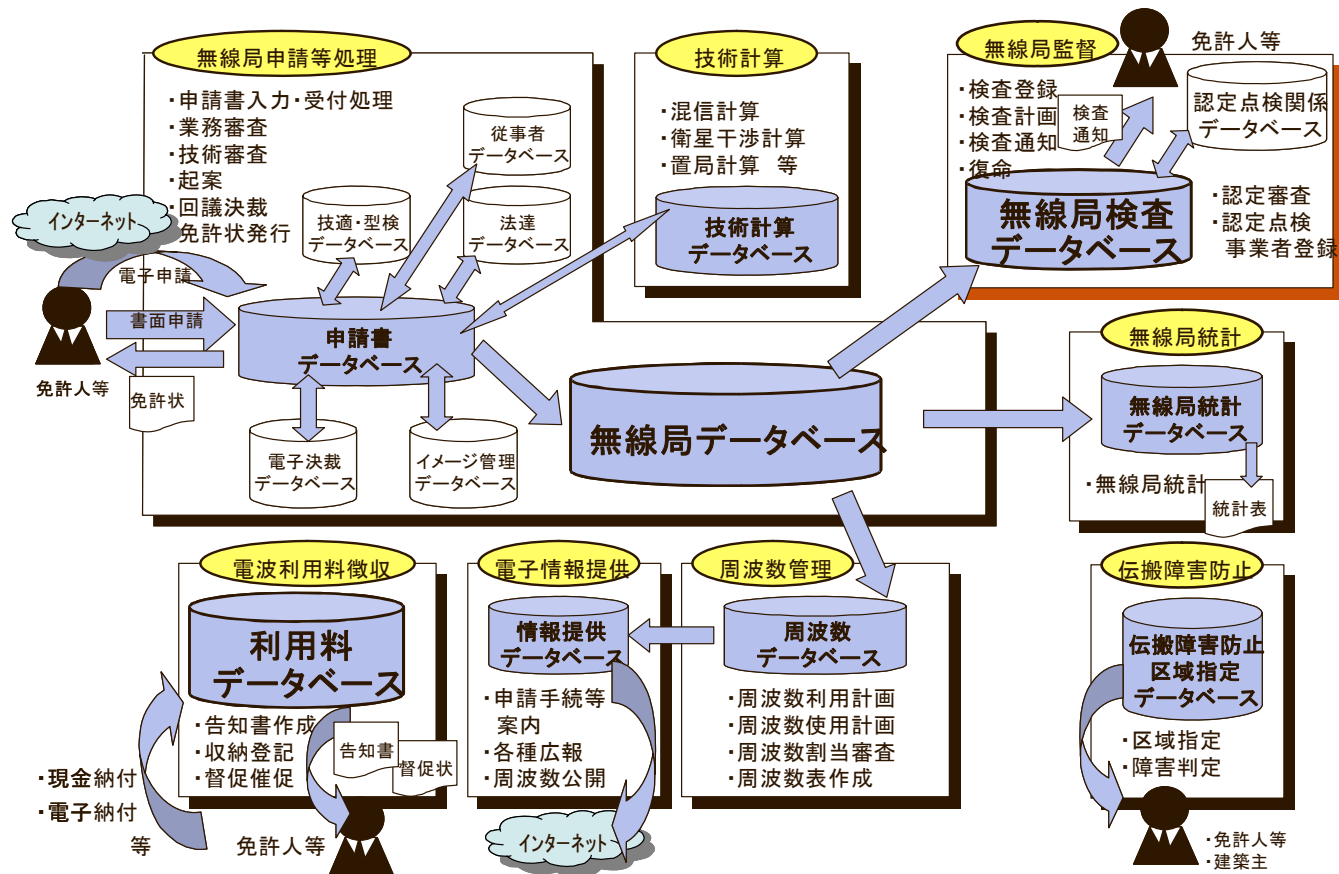


平成5年度から電波監視施設整備を開始。平成17年度までに77,871局の不法無線局を措置し、よりクリーンな電波利用環境の維持に成果。引き続き電波利用技術の進展に対応した施設の更改等を実施。さらに平成19年度から3カ年かけて宇宙電波監視施設の更改を実施。

単位: 億円

所要予算額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	70.3	69.1	75.9

総合無線局監理システムの整備・運用



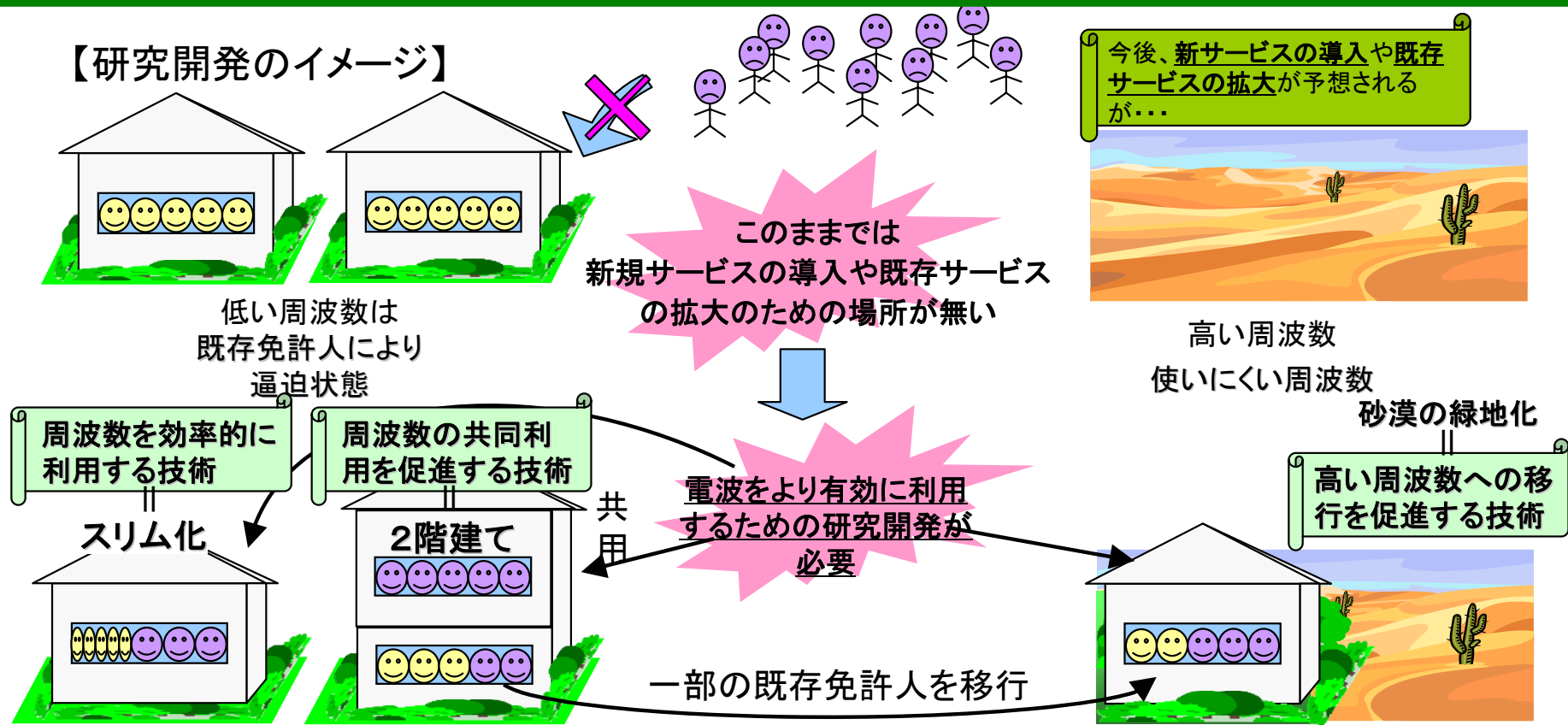
電子申請、電波利用料の電子収納の機能開発を行うなど利用者への行政サービス向上の一環としてシステムの構築を行い、併せて混信等技術計算、無線局検査等電波監理事務の効率化に寄与（平成17年度における電子申請率14.0%、電子収納率1.96%）。

利用者の入力支援機能の提供などインテリジェント申請機能、自動審査機能等新たな機能開発を進めている。

単位：億円

所要予算額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	94.7	85.7	80.7

電波資源拡大のための研究開発



平成17年度から案件ごとに3~5年程度の研究期間を設定し、逼迫しているが需要の高い周波数帯域を中心に約1.5GHz幅以上の周波数の確保を目標としており、18年度末時点での成果として、特許約160件、学会発表約310件の実績。

主な研究例

- コグニティブ無線（19年度終了）：逼迫している6GHz以下の周波数帯の柔軟な利用が可能となる基盤技術が確立されることから、導入に向けた詳細な検討が可能となる。
- レーダーの狭帯域化（19年度終了）：将来のより厳しいスプリアス（不要発射）の国際基準に我が国が先行的に対応でき、国際競争力の強化につながるとともに、3~9GHz帯の空いた周波数帯への新システムの導入が可能となる。
- 高マイクロ波、ミリ波帯への移行促進技術（21年度終了）：広帯域を確保可能な高い周波数帯の利用技術が確立されることで、ワイヤレスブロードバンド環境の実現に寄与する。

単位：億円

所要予算額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	78.4	87.6	106.4

(参考) 周波数逼迫状況における電波の用途の再編の必要性

今後の周波数需要予測

移動通信システム

現状	約270 MHz幅
↓ 国際電気通信連合 (ITU) の予測方法	
H20年度	330~340 MHz幅
H25年度	1,060~1,380 MHz幅

周波数の再編方針

- ①H20年度までに
1.7GHz帯、2.5GHz帯を中心に
約330~340MHz幅を確保
- ②H25年度までに
5~6GHz以下を中心に
最大で約1.38GHz幅を確保

H25年度までに、使い勝手のよい
6 GHz 以下の周波数帯において、
**約 1.5 GHz 幅以上の周波数
帯域**
を新たに確保することが必要

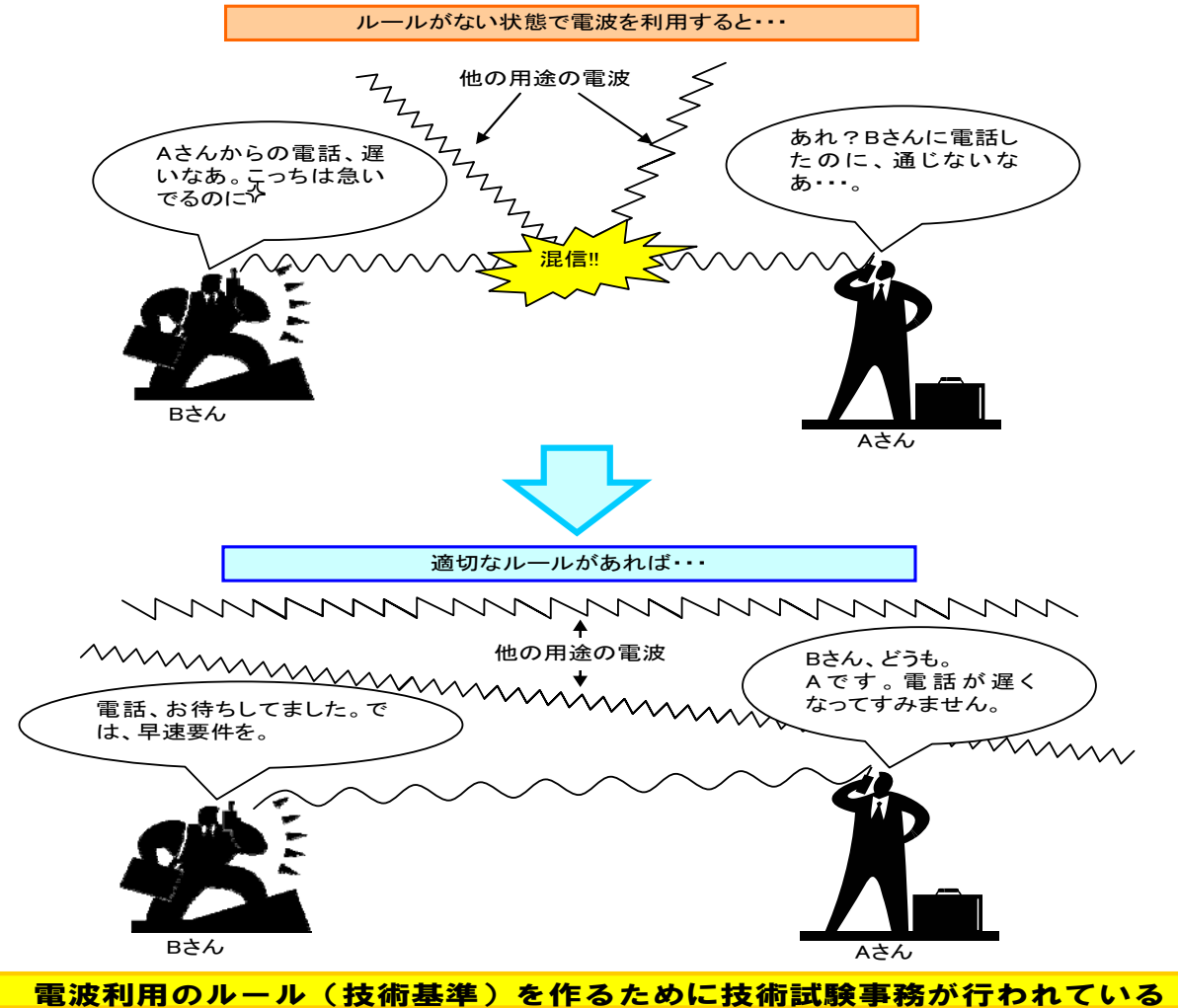
無線LAN等

現状	約160~200 MHz幅
↓ 国際電気通信連合 (ITU) の予測方法	
H20年度	最大約480 MHz幅
H25年度	最大約740 MHz幅

- ①H20年度までに
5GHz帯を中心に
最大で480MHz幅を確保
- ②H25年度までに
5GHz帯、準ミリ波帯、ミリ波帯
を中心に
最大で約740MHz幅を確保

逼迫している6GHz以下の
周波数帯において、
 $\frac{1}{4}$ 以上の周波数帯域の再編

周波数逼迫対策技術試験事務



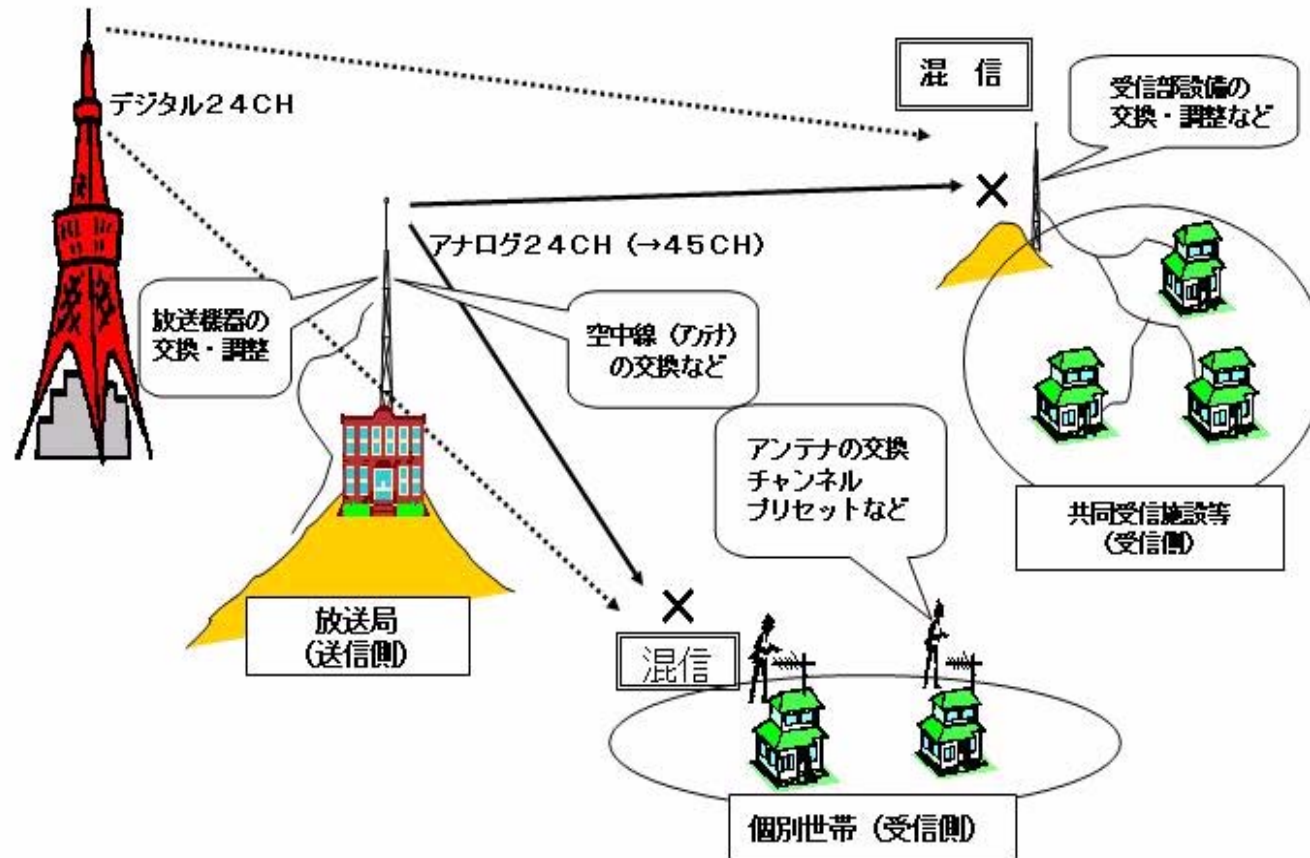
急激な無線局数の増加に伴う周波数の逼迫により生じる混信・輻輳の解消または軽減のため、第三世代携帯電話、地上デジタル放送、航空機内高速インターネット等の技術基準策定のための試験を平成18年度までに94件実施し、平成17年度末までに70件の新たな技術基準を策定、電波の効率的な使用に寄与。

単位：億円

所要予算額

平成17年度	平成18年度	平成19年度
65.6	55.4	47.4

アナログ周波数変更対策



地上デジタルテレビ放送用の周波数を確保するために一部地域で必要な地上アナログテレビのチャンネル変更について平成19年3月30日に終了。

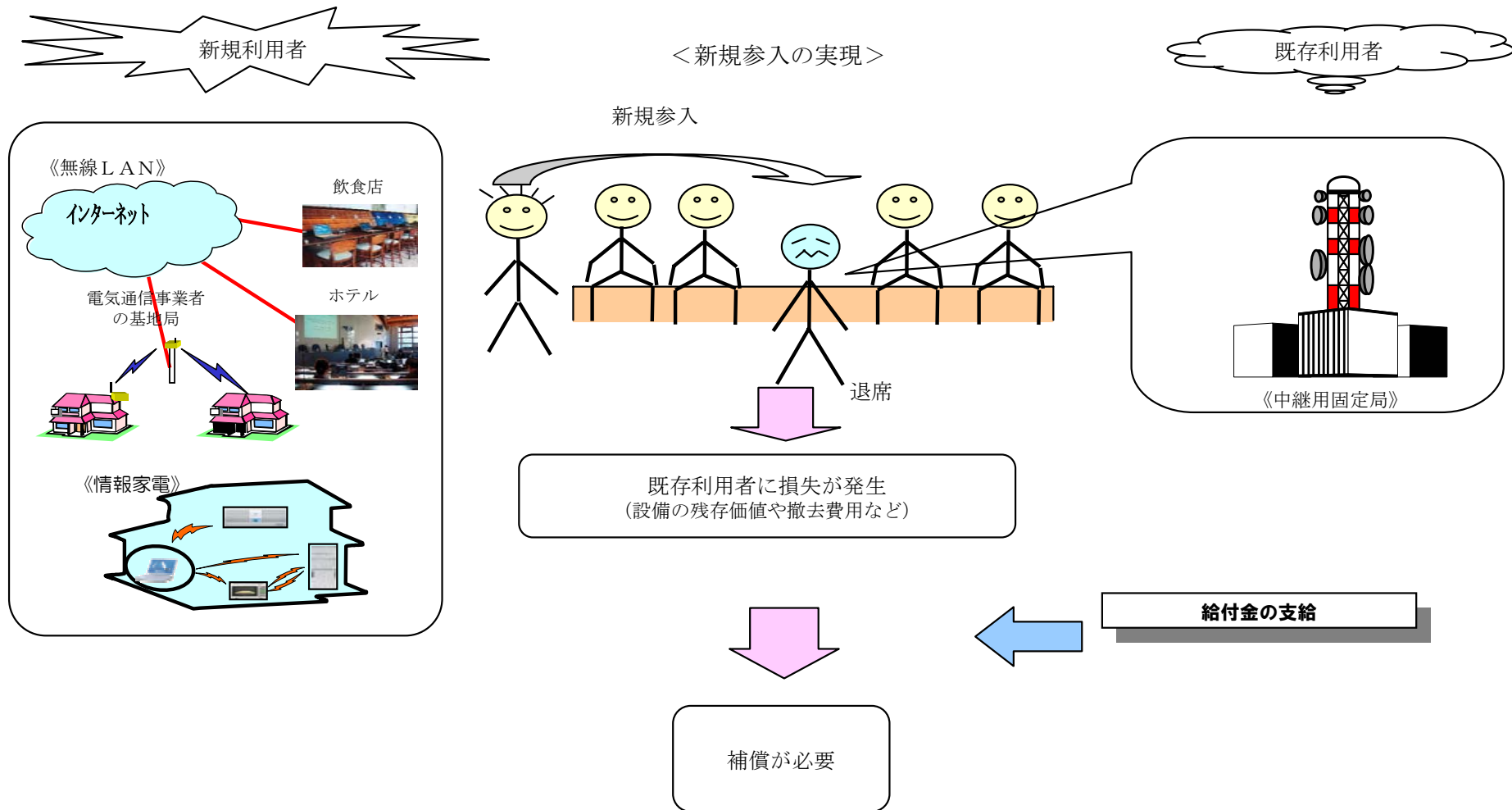
放送用周波数（約370MHz幅）のうち、本事業の実施により約130MHz幅の空き周波数が生じることから、その空き周波数の活用方法については、情報通信審議会情報通信技術分科会において検討中。

今後は、本事業の前倒し執行による国庫債務負担行為に対する償還金等に充てるもの。

単位：億円

所要予算額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	202.2	231.1	202.1

電波再配分対策



一部の電気通信事業用マイクロ回線の無線局から無線LAN導入のために周波数を再配分。
平成16年度から17年度にかけ、5GHz帯無線アクセスシステムの円滑な開設を図るため電気通信
業務用固定局の無線設備1592台に対し、給付金を支給

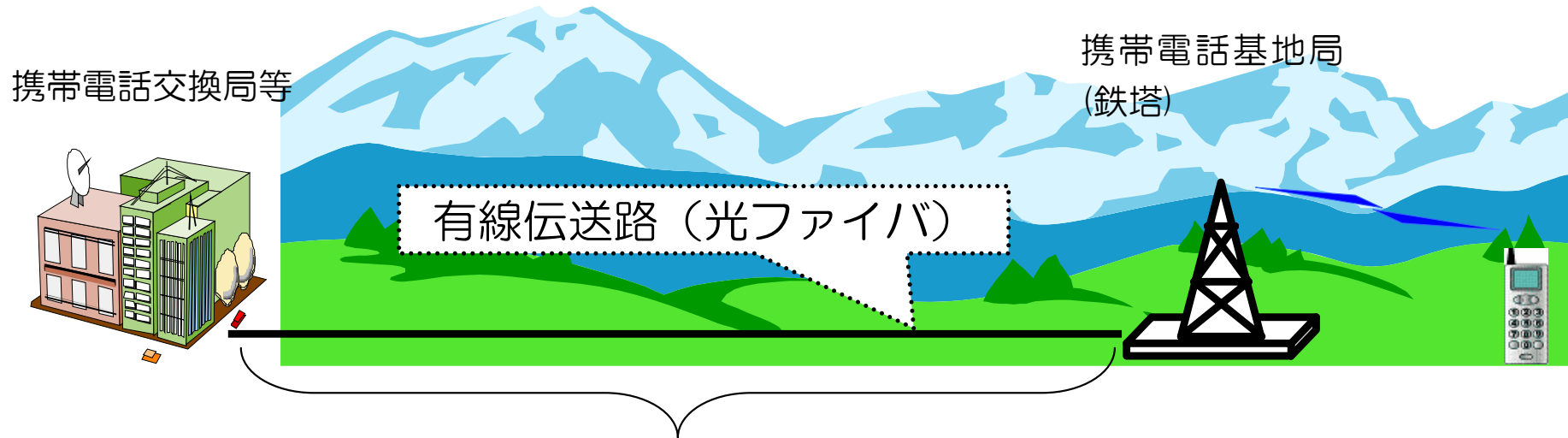
単位:億円

所要予算額

平成17年度	平成18年度	平成19年度
2.3	—	—

無線システム普及支援事業（1）

携帯電話エリア整備支援事業



補助対象

【伝送路費用（10年間分の使用料）】

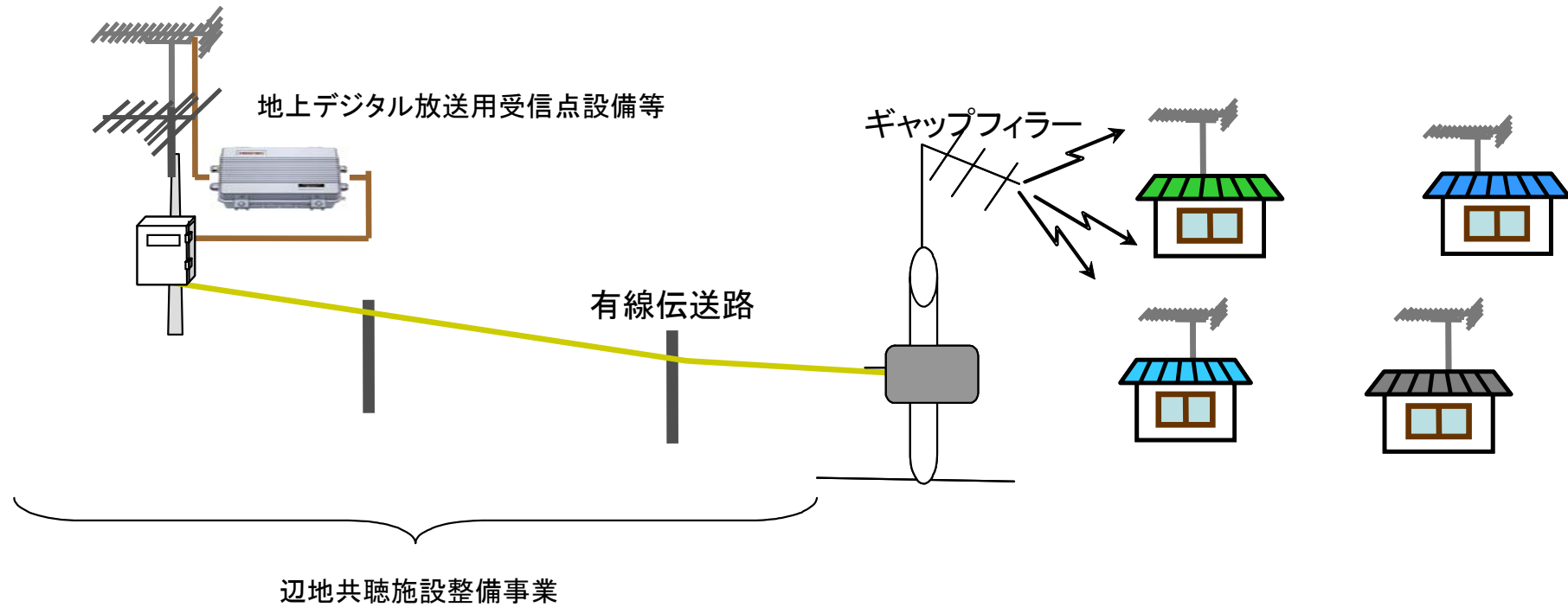
平成17年度創設。17年度、18年度予算により175箇所事業を実施。これによる携帯電話の利用可能人口は約5万人。引き続き19年度も事業を実施し、新たに2万人強をカバー。

単位：億円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
所要予算額	29.5	33.7	43.6の内数

無線システム普及支援事業（2）

辺地共聴施設整備事業



平成19年度創設事業。

全国約4,300箇所が対象地域であり、うち平成19年度においては約570箇所の対策を予定。

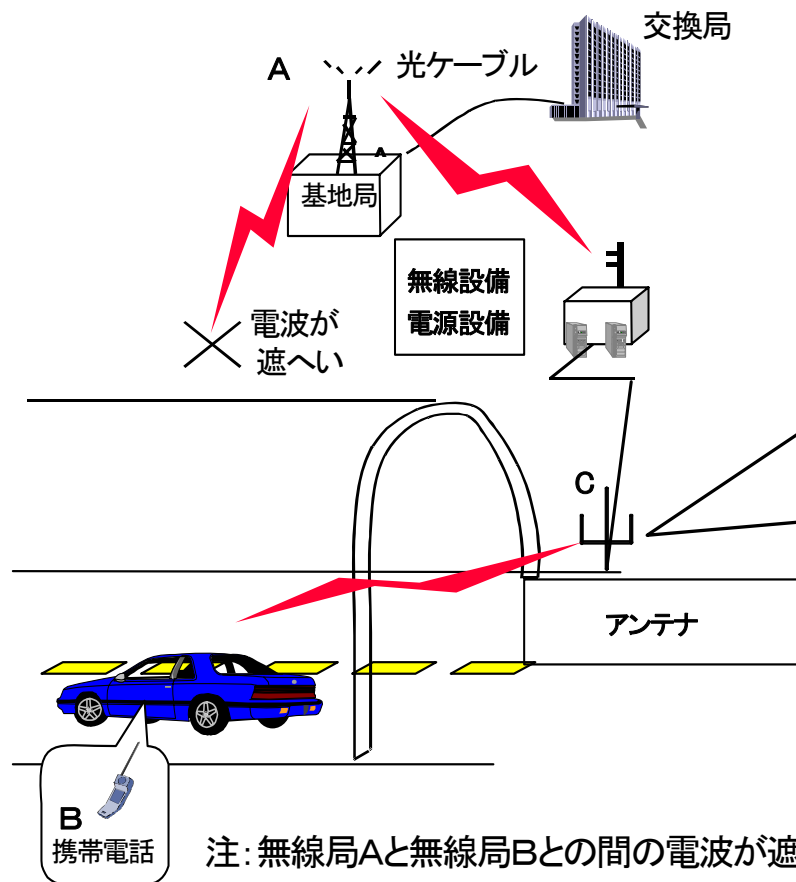
単位：億円

所要予算額

平成17年度	平成18年度	平成19年度
—	—	43.6の内数

その他事務①（電波遮へい対策事業）

【高速道路等のトンネル】



拡大写真



注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することにより代替する伝送路を開設。

平成18年度までに、高速道路トンネル等の閉塞地域494箇所を事業を実施。

（本事業の実施等により、対策が必要な779トンネルのうち646トンネルを整備済）

平成19年度は、高速道路トンネルのほか東北新幹線トンネル（東京～仙台間）の整備を予定。

単位：億円

所要予算額

平成17年度	平成18年度	平成19年度
12.0	13.4	30.0

その他事務②（電波の安全性に関する調査及び評価技術）



ラットの頭部への電波ばく露

疫学調査
細胞への影響調査
ヒト感受性に関する調査
神経系への影響調査 など

平成18年度までに生体安全評価等に関する22項目の研究課題について調査研究を実施し、報告書を取りまとめ

《代表的な成果》

- ・携帯電話端末や電子タグ（RFID）などの各種電波利用機器からの電波が心臓ペースメーカーなどの植込み型医療機器へ及ぼす影響について 調査を実施し、「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」を取りまとめ公表
- ・携帯電話端末の長期使用と脳腫瘍の発生に関する調査を実施した結果、長期にわたる携帯電話端末の使用が脳腫瘍の発生に及ぼす影響は認められなかった。
- ・疫学調査によって得られたデータを国際がん研究機関（IARC）に提供。
- ・これまで実施してきた研究の成果については、国際保健機関（WHO）が開設している電磁界リサーチデータベースに登録



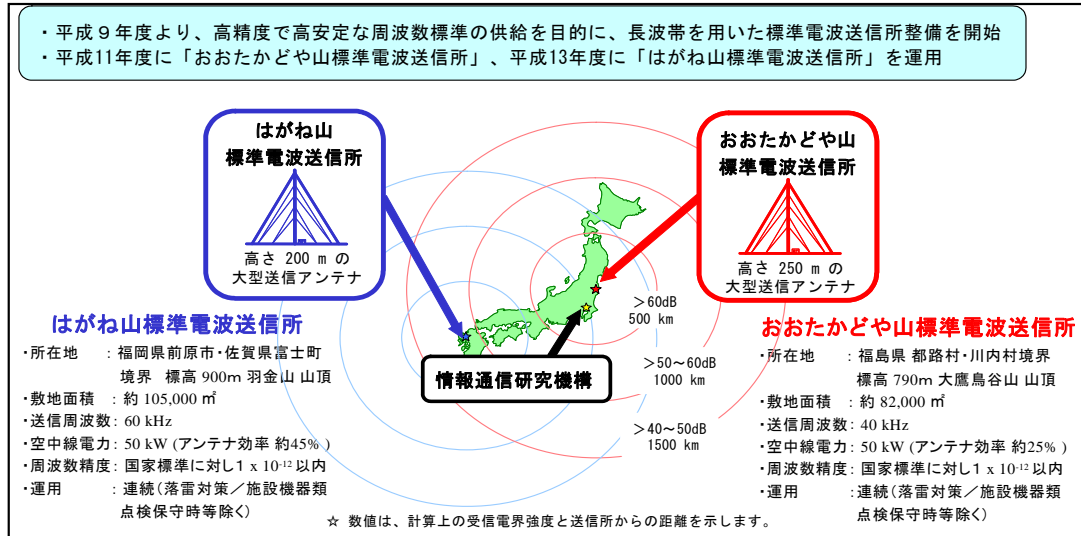
より安心して安全に利用できる電波環境の整備を通じて、電波の秩序維持を図る

単位：億円

所要予算額	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	14.8	14.7	14.8

その他事務③（その他）

ア 標準電波による無線局への高精度周波数の提供



周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供に係る業務を独立行政法人情報通信研究機構に委託

所要予算額

単位:億円

平成17年度	平成18年度	平成19年度
14.8	14.7	14.8

イ 電波利用料徴収事務

電波利用料徴収業務を確実かつ効率的に行うため以下の事項について支弁することにより、電波利用料の徴収率(約99.9%)を維持。

- ・免許人等に対する利用料発生等の告知
- ・免許人等に対する周知・啓発活動
- ・納付指導・強制徴収等

最近5カ年の徴収率

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
徴収率	99.82%	99.88%	99.91%	99.91%	99.94%

所要予算額

単位:億円

平成17年度	平成18年度	平成19年度
4.6	3.4	3.2

電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院・総務委員会 附帯決議（平成17年10月25日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一 無線局免許人の拠出による特定財源としての電波利用料の性格にかんがみ、その使途の透明性・客観性を確保し、受益と負担の関係の明確化に努めること。併せて、電波利用共益事務の効率化に努めること。また、今回見直した電波の有効利用に対する効果を検証し、その結果を速やかに明らかにすること。
- 二 電波利用料制度については、平成五年の創設時以降、電波利用をめぐる環境が今なお大幅に変化していることを踏まえ、電波の有効利用をさらに促進するため、検討を行うこと。また、電波の割当ての在り方について公正性・透明性確保の観点から、今後も一層の検討を行っていくこと。
- 三 国等が使用する無線局の電波利用料負担の在り方については、可及的速やかに結論を得て、その使用する電波の一層の有効利用を促すとともに、情報公開に努めること。
- 四 電波利用の使途拡大においては、国民生活に不可欠のものとなっている携帯電話について、一般財源及び電波利用料財源を活用し、不感地域を早期に解消するほか、高齢者、障害者などの「デジタル・ディバイド」解消に努めること。
- 五 放送事業者の経営の変化等により、視聴者に不利益が生じたり、放送の公共性が損なわれたりすることがないように配慮すること。また、通信と放送の融合やデジタル化など放送をめぐる環境の大きな変化に適切に対応するため、新しい時代にふさわしい放送制度の在り方について、国民・視聴者の意見を聴取し、幅広く検討を行うこと。

国等の無線局に対する電波利用料負担

規制改革・民間開放推進3カ年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）

Ⅱ 16年度重点計画事項

3 IT

1 情報通信ネットワークインフラ整備の一層の促進

(1) 電波利用料制度の見直し

④ 電波利用料に関する国等の扱い 【次回の電波利用料の料額改定時に措置】

現在、国や地方公共団体に対しては、電波利用料の減免措置が設けられている。これは、電波利用料を徴収しても、国の場合には国庫の中での循環となるという考え等に基づいている。しかしながら、電波利用料は特定財源であり国庫循環であるとの指摘は必ずしも当たらないこと、国といえども電波の有効利用に努めるべきであり、そのための促進手段として、さらには、民間との負担の公平性を確保する観点から、真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要であり、その制度化を図る。（ⅢITア⑥d）

Ⅲ 措置事項

4 IT関係

ア 情報通信ネットワークインフラの一層の整備の促進

事項名	措置内容	実施予定時期
⑥電波利用料制度の抜本的見直し	d 電波利用料は特定財源であり国庫循環であるとの指摘は必ずしも当たらないこと、国といえども電波の有効利用に努めるべきであり、そのための促進手段として、さらには、民間との負担の公平性を確保する観点から、真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要であり、その制度化を図る。	平成20年の電波利用料の料額見直し時に措置

放送事業者の電波利用料の見直し

規制改革・民間開放推進3カ年計画（改定）（平成18年3月31日閣議決定）

Ⅱ 17年度重点計画事項

2 生活・ビジネスインフラの競争促進

2 通信と放送等の融合等に対応した競争環境等の整備

(2) 地上波放送における競争の促進

④ 放送事業者の電波利用料の見直し 【平成20年の電波利用料の料額見直し時に措置】

先般の第163回国会における電波法改正により、電波の経済的価値等に係る要素等を勘案した電波利用料の算定方式が導入されたところであるが、それによってもなお放送事業者からの電波利用料の歳入見込み額は平成17年度～平成19年度平均で約43億円と電波利用料全体の10%にも満たない額に止まっており、しかも、そのうち約30億円はアナログ周波数変更対策業務のため、平成22年度までの追加的な電波利用料の負担である。

したがって、放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す。（ⅢⅠTア⑥e）

Ⅲ 措置事項

4 IT関係

ア 情報通信ネットワークインフラの一層の整備の促進

事項名	措置内容	実施予定時期
⑥電波利用料制度の抜本的見直し	e 放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す。	平成20年の電波利用料の料額見直し時に措置

電波利用料制度を取り巻く環境変化

【電波の利用形態の飛躍的拡大】

BWA、ITS等の新しい無線システムの導入の見込み

携帯電話事業者からの高い収納依存度（全体の約8割）

使 途

法第103条の2第4項

料 額

法第103条の2第1項、第2項、第5項、
法第104条 等

【電波の一層の有効利用促進】

- ・喫緊の電波行政共益事務への対応
- ・国等の無線局における電波利用料負担
- ・放送事業者における使用帯域幅等に見合った額の見直し
- ・受益と負担のバランス

（参議院・総務委員会 附帯決議（H17.10.25）、規制改革・民間開放推進会議等の指摘）

【3年毎の見直し（H20年度～H22年度）】

制 度

法第103条の2、第103条の3